

令和5年度消費者教育推進のための取組予定

1 事業概要

施策の柱	主な取組内容	資料
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発 ○消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施 ○SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施	—
ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施 ○消費者教育出前講座の実施 ○高校生消費者教育出前講座の実施	—
	(2) 高校生向け消費者教育教材の制作【新規】	3-2
	(3) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	—
	(4) 情報誌やポータルサイト等による情報発信	—
	(5) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	—
消費者教育の担い手となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施 ○常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義 ○教員向け消費者教育実践講座 ○総合教育センター研修	—
	(2) シニア向け消費者教育講師養成講座の実施【新規】	3-3
	(3) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	—

2 令和5年度計画

施策の柱	区分	取組の概要
持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成	(1) 人が幸せになるエシカル消費の推進	消費者と事業者の双方に対し、普段の生活にエシカルな視点をプラスすることで、自身の心が豊かになるとともに、未来の人々の幸せにつながる「エシカル消費」への共感を広げる取組を展開 東アジア文化都市関連イベントとして位置づけ、日本・静岡のエシカルな消費文化を発信 ○エシカルな消費文化を発信するイベントの開催 ○商業施設に期間限定のエシカルショップを設置 ○エシカル消費とSDGsに関する出前講座の実施
多様な場における消費者教育	(1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座等の実施	県民生活センターを拠点とし、消費生活相談員や消費者教育講師を派遣し、様々な「場」や「ライフステージ」に対応した出前講座を実施 成年年齢引下げに対応し、若者向けの出前講座の実施を強化 靈感商法に関する法改正や救済事例等を周知するセミナーを実施 ○消費者教育出前講座 ○高校生消費者教育出前講座 ○保護者向け消費者教育出前講座

育・啓発の推進		○大学生・新社会人向け消費者教育出前講座 ○靈感商法に関する県民向けセミナー【新規】
	(2) 高校生向け消費者教育教材の制作	学習指導要領や最新の消費者トラブル、法改正も踏まえ、高等学校の授業や出前講座で活用できる教材を制作【新規】
	(3) 消費者被害防止キャンペーン等の実施	市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施 ○消費者月間（5月） ○消費者被害防止月間（12月） ○副業・投資トラブル等防止のためのWEB広告配信【新規】
	(4) 情報誌やポータルサイト等による情報発信	悪質商法に対する注意喚起や消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施 ○靈感商法等の悪質商法被害防止啓発リーフレット制作 ・発行回数2回（高齢者向けは組回覧） ○外国人向け啓発リーフレットの全県展開 ○県ホームページ、SNS、若者向け消費者被害防止サイト等による情報発信
	(5) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	静岡県消費者団体連盟へ委託し、地域消費者生活講座を実施。
消費者教育の担い手となる人材の養成	(1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施	学校における消費者教育を支援するため、教員を受講対象とした講座や研修を実施 ○常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義 ・7月実施 ○教員向け消費者教育実践講座（県教育委員会連携講座） ・8月上旬実施 ○総合教育センター研修 ・7/26 情報モラル教育実践研修 ・8/22 家庭科授業づくり研修（小・中）【新規】
	(2) シニア向け消費者教育講師養成講座の実施	高齢者のデジタルリテラシー向上のための出前講座の担い手となる消費者教育講師を養成 ○シニア向け消費者教育講師養成講座【新規】 ・8～12月実施（東中西×3回）
	(3) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施	消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を対象に法改正や最新の消費者トラブルに対応するための研修を実施 ○消費者教育講師フォローアップ研修 ・7～12月実施（録画配信：全3回） ・2月実施（東中西で研修・意見交換会実施）

高校生向け消費者教育教材の制作

1 概要

- ・学校の授業や県及び市町の消費者行政部門による出前講座において、高校生が短時間で効果的に必要な知識を習得できる教材を制作する。
- ・令和5年度は高校生向けの教材を制作し、今後、小中学生向けについても検討していく。

2 背景

- ・成年年齢引下げ等を受け、学習指導要領において消費者教育の内容が充実され、小学校から段階的に実施することになっていることから、学校における消費者教育の重要性が高まっている。
- ・授業では、消費者教育に多くの時間を割くことが難しく、児童生徒が短時間で効果的に必要な知識を習得できる教材が必要となっている。
- ・学校現場に情報が入りにくい最新の消費者トラブルや法改正を踏まえた教材が必要となっている。

3 内容

- ・高校生向け教材「社会への扉」を踏まえ、相談員や、消費者教育講師が出前講座で活用できる内容とする。
- ・短時間で効果的な指導のポイントが分かる講師用資料も制作する。
- ・教員や出前講座に対応する相談員・消費者教育講師がカスタマイズして使用できる形式とする。
- ・現役の教員や相談員の意見を聴きながら、消費者教育の専門機関に委託して制作する。

4 進め方

項目	実施内容
令和5年6月	委託事業者決定
令和5年7月～1月	教材制作
令和6年2月	消費者教育講師へのフォローアップ研修実施

シニア向け消費者教育講師養成講座事業

1 要旨

- ・高齢者は、他の世代に比べ、消費者トラブルによる一人当たりの被害額が多い傾向にある。最近では、デジタル機器が普及し始め、スマホを使ってメッセージアプリなどを使用する高齢者が増えている中、個人情報への漏えい、ネットサービスを介した架空請求等の詐欺について不安を抱く人が多く、実際に深刻な被害も発生している。
- ・県は令和4年度にシニア向け消費者教育出前講座を実施しているが、さらに多くの方々に受講してもらい、ネットサービス関連を含め消費者被害防止を図る必要がある。
- ・そのため、令和5年度はデジタル化に対応した消費者教育講師の人材育成を図り、令和6年度以降に、養成した講師が各市町で県民向け講座を実施できる準備を行う。

2 構成案

講座	内容
デジタル機器操作に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・デモ画面等を使い実践的な研修とする。 ・フィッシング詐欺の画面 ・SNS からメッセージアプリ等への誘導過程 等
講師養成講座 消費者トラブルの実態とその防止スキルについて学習	【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルとその対処法について ・シニアへの教え方 等
講義実施方法、スキル向上研修	【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・全員がミニ模擬講義を行い、グループワークにて意見交換 ・講師が教え方のポイントを解説 等

3 進め方

項目	実施内容
令和5年4～5月	仕様書等作成、公募
6月	公告、企画提案、契約
7月	受講者の募集
8～12月	講師養成講座の実施

〈シニアの消費者被害防止に向けた道すじ〉

